

事務連絡
令和7年3月31日

各都道府県総務部
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局

御中

総務省自治行政局公務員部公務員課

「会計年度任用職員の職務経験を有する者が受験可能な
中途採用試験の取組事例」の送付について

地方公務員の人材確保に関して、総務省では、令和5年12月に「人材育成・確保基本方針策定指針」を策定し、今月28日には、各地方公共団体の取組をさらに推進するため、人材確保に関する参考事例集を作成・公表したところです。

これに加えて、「会計年度任用職員の職務経験を有する者が受験可能な中途採用試験の取組事例」をとりまとめました。

各地方公共団体におかれては、人材確保の取組を進めるにあたり、これらの団体の取組事例も参考としてください。

各都道府県市区町村担当課におかれては、貴都道府県内の市区町村に対してこの旨周知するようお願いいたします。

（問合せ先）総務省自治行政局公務員部公務員課

【会計年度任用職員制度に関すること】

公務員第一係 03-5253-5542

【職員採用試験に関すること】

公務員第四係 03-5253-5544

会計年度任用職員の職務経験を有する者が受験可能な 中途採用試験の取組事例

I. 常勤の経験者採用において会計年度任用職員の職務経験を含むことと している事例

- 茨城県：社会人経験者採用..... 1
- 熊本県：民間企業等経験者対象（上期）..... 2
- 特別区：経験者採用試験・選考..... 3
- 香川県高松市：事務（行政実務経験者対象）..... 4

II. 会計年度任用職員・非常勤職員を対象とした常勤採用試験を実施して いる事例

- 山梨県：非正規雇用者..... 5
- 愛知県大府市：ディスカバリー採用（会計年度任用職員等経験者採用）..... 7

III. 社会人経験者採用において職務経歴を問わない事例

- 栃木県：社会人対象..... 9
- 長野県松本市：行政（セカンドキャリア枠）..... 10
- 島根県松江市：社会人経験者日程..... 11

会計年度任用職員の職務経験を有する者が受験可能な中途採用試験の取組事例
 I 常勤の経験者採用において会計年度任用職員の職務経験を含むこととしている事例

茨城県	
試験区分	令和6年度 茨城県職員採用選考【社会人経験者採用】
募集職種：採用予定数	事務（知事部局等）：10名程度
試験・選考内容	一次 適性検査、論文、経歴審査 二次 個別面接
受験資格（職務経験関係）	令和6年6月末現在で、民間企業、団体、国・地方公共団体等における職務経験を5年以上有する人 ※ 職務経験とは、同一企業・団体等において、1週間当たりの所定労働時間が20時間以上で、6か月以上継続して就業していた期間が該当する。（雇用形態は問わない）
受験資格（年齢関係）	昭和38年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人（R7.4.1時点で30歳から61歳まで）
採用予定者数（うち元・会計年度任用職員の人数）	9名（不明）
実施に至った経緯	年齢構成の不均衡の是正（30歳代の人材確保）、組織の活性化（民間企業等の視点・考え方の導入）、専門的な知識・経験を持つ人材の安定的な雇用の確保の観点から、平成29年度から導入。
受験資格の設定の考え方	● 全国の都道府県の状況を参考に、他県とのバランスやパートタイム勤務等を除く観点から受験資格を検討。 ● 導入当初（平成29年度）は「採用時30歳以上40歳未満」という年齢制限を設けていたが、年齢に捉われることなく、様々な職務経験や専門能力を持った人材を採用するため、平成30年度から年齢上限を撤廃。
周知方法	試験情報を人事委員会事務局HPや県広報誌に掲載するほか、社会人経験者採用区分については民間転職情報サイトにも掲載。

会計年度任用職員の職務経験を有する者が受験可能な中途採用試験の取組事例
 I 常勤の経験者採用において会計年度任用職員の職務経験を含むこととしている事例

熊本県	
試験区分	令和6年度 民間企業等経験者対象（上期）
募集職種：採用予定数	行政：9名程度
試験・選考内容	一次 適性検査・論文 二次 個別面接（WEB） 三次 個別面接（対面）
受験資格（職務経験関係）	民間企業等における職務経験年数が、平成29年3月2日から令和6年3月1日までの間に通算4年以上ある者 ※ 民間企業等における職務経験年数は、会社員、公務員、団体職員、自営業者等として1週間当たりの所定労働時間が30時間以上従事した期間、かつ、1年以上継続して就業していた期間が該当。（雇用形態は問わない） ※ 現に熊本県等の職員でない者（臨時職員、非常勤職員、会計年度任用職員及び任期付職員は除く）
受験資格（年齢関係）	昭和39年4月2日以降に生まれた人（R7.4.1時点で60歳まで）
採用予定者数（うち元・会計年度任用職員の人数）	10名（0名）
実施に至った経緯	通常公務では得難い、民間企業等の経験で培った幅広い対人折衝力や企画力、専門知識等を活かし、新たな発想で柔軟な対応ができる等、質の高い、即戦力となる職員を求めて、平成22年度から実施。
受験資格の設定の考え方	● 導入当初は公務における職務経験年数も含むこととしていたが、国や他の地方自治体職員からの応募者が多く、「民間企業等の経験で培った能力を生かした即戦力」という試験創設の趣旨に沿わなかったことから、平成23年度から「公務への従事期間」は対象外とした。 ● その後、応募者の減少が続く中、多様化する県政の課題に対応できる、行政の実務経験を積んだ即戦力の人材を確保するという観点から、平成28年度から、国や他の地方自治体での公務への従事期間も職務経験年数に含めることとした。 ● 国や他の地方自治体での勤務経験者からの申込みは多いものの、多様化する県政の課題に対応できる、行政の実務経験を積んだ即戦力の人材の確保に繋がっている。
周知方法	試験情報を県HPや県運営 SNS に掲載するほか、現職の会計年度任用職員に対しては庁内イントラネットへの掲載により周知。

会計年度任用職員の職務経験を有する者が受験可能な中途採用試験の取組事例
 I 常勤の経験者採用において会計年度任用職員の職務経験を含むこととしている事例

特別区	
試験区分	令和6年度 経験者採用試験・選考
募集職種：採用予定数	事務（一般事務）：419名程度
試験・選考内容	一次 教養試験・職務経験論文・課題式論文 二次 個別面接
受験資格（職務経験関係）	民間企業等における業務従事歴が以下の年数以上 1級職：直近10年中4年 2級職：直近14年中8年 ※ 会社員又は自営業者等として、1つの事業に週20時間以上従事した経験が必要。 ※ 業務従事歴には、契約社員、派遣社員及び非常勤として勤務した期間を含む。 ※ 現に特別区等の職員でない人（教育公務員、特別職非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員又は任期付職員は除く）
受験資格（年齢関係）	昭和39年4月2日以降に生まれた人（R7.4.1時点で60歳まで）
採用予定者数（うち元・会計年度任用職員の人数）	不明（不明）※各区において採用するため
実施に至った経緯	民間企業等での有用な職務経験を有する人材を、幅広い年代層において確保し、年齢構成の均衡を図るとともに、高度化・複雑化・専門化する行政サービスに対応することを図るために導入。
受験資格の設定の考え方	● 経験者採用制度の導入当初は正規労働者の職務経験のみを通算していたが、導入後、経験者の採用ルートを拡張してより幅広く有為な人材を確保することの重要性が議論されたことや、厚生労働省の審議会等において非正規労働者であっても基幹的業務を担う者が増加しているとの見解が示されていたこと等を踏まえ、非正規労働者の職務経験を通算可能とするなど、業務従事歴の対象を拡大した。 ● 業務従事歴の対象拡大に伴い、当時の社会保険の適用要件（所定労働時間が一般社員の3/4以上）を踏まえ、通算対象とする勤務時間を週29時間以上とした。その後、受験申込者数の増加を意図して、労働力調査の内容（*）も踏まえ、週20時間以上に緩和した。 * 令和4年度の労働力調査によると、就業者全体に占める週間就業時間が29時間以下の就業者の割合は約25%であり、このうち経験者採用の対象となる年齢層の就業時間は20時間から24時間に集中している。
周知方法	各区に対し、各区広報誌やホームページでの周知を依頼するほか、転職フェアへ出展。

会計年度任用職員の職務経験を有する者が受験可能な中途採用試験の取組事例
 I 常勤の経験者採用において会計年度任用職員の職務経験を含むこととしている事例

香川県高松市	
試験区分	令和6年度 経験者対象
募集職種：採用予定数	事務（行政実務経験者対象）：5名程度
試験・選考内容	一次 適性検査 二次 集団面接 三次 個別面接
受験資格（職務経験関係）	行政機関における職務経験が連続して5年以上ある人 ※ 職務経験年数は、非常勤の職での勤務も含むが、週の正規勤務時間が30時間以上、かつ、6か月以上継続して勤務していた期間が該当。
受験資格（年齢関係）	昭和50年4月2日以後に生まれた人（R7.4.1時点で49歳まで）
採用予定者数（うち元・会計年度任用職員の人数）	4名（1名）
実施に至った経緯	公務での経験のある、即戦力となる人材を確保するために、令和2年度から導入。
受験資格の設定の考え方	● 行政機関における職務経験について雇用形態を問わないことで、市で勤務経験のある会計年度任用職員も受験対象となり、即戦力の人材確保を意図している。 ● 当該要件が非正規職員の正規化に寄与する側面も意識している。
周知方法	市HP・本庁・支所・出張所において募集要項を配布するほか、Instagram（市職員採用アカウント）へ掲載

山梨県		
試験区分	令和6年度 山梨県職員採用試験（非正規雇用者）	
募集職種：採用予定数	行政：7名程度	
試験・選考内容	一次 教養試験 二次 人物試験、作文試験	
受験資格	次の要件ア及びイを満たす者 ア 昭和61年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 （R7.4.1時点で22歳から38歳まで） イ 次に掲げる要件を全て満たす者 ・ 令和5年8月10日から令和6年8月9日までの間に正規雇用労働者として雇用されていない者 ・ 令和6年8月9日以前の5年間に正規雇用労働者としての雇用期間が通算1年以下の者	
採用予定者数（うち元・会計年度任用職員の人数）	3名（3名）	
実施に至った経緯	● 既存の就職氷河期世代に限定した試験の受験可能年齢を拡充し、より広く非正規雇用者の正規化に取り組む目的で試験を導入。 ● あわせて、県が令和6年6月に「人口減少危機突破宣言」を行い、令和6年を人口減少危機突破元年として出生率回復に向けた抜本的・集中的な取組を行う中で、人口減少危機対策に係る取組の一つとして、非正規雇用者の正規雇用化による生活基盤の安定化により結婚・出生率向上につながるように、非正規雇用者を対象とした試験区分を追加。	
受験資格の設定の考え方	● 他の試験区分との重複を避けつつ、試験の趣旨に合致する受験対象者層が受験できるようにするため、就職氷河期世代の受験資格に加えて、「イ」の要件を受験資格に追加した。 ● 会計年度任用職員のみを対象とした試験ではなく、非正規雇用者を広く募集する趣旨で実施しているため、その他の競争試験と同様の能力検証を行い、試験の結果のみで評価をすることとしている。	
周知方法	● 試験案内を職員採用サイトに掲載するほか、県立施設や公共職業安定所へ送付。 ● 各所属から現職の会計年度任用職員に試験の実施について周知するよう、人事担当課から各所属に対して依頼。	
団体におけるこの試験区分の評価、今後の継続見込み	● 非正規雇用者を正規雇用化する取組みは人口減少危機対策に有効であると考えられるため、より多くの非正規雇用者に受験してもらうべく、令和7年度は受験資格を拡大（*）して継続する予定。	

会計年度任用職員の職務経験を有する者が受験可能な中途採用試験の取組事例
Ⅱ 会計年度任用職員・非常勤職員を対象とした常勤採用試験を実施している事例

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">* 令和7年度は受験資格「イ」の2ポツ目を撤廃予定。● 勤務成績が良好である会計年度任用職員の常勤化にもつながっており、勤務を通じて能力実証がされた優秀な会計年度任用職員を即戦力として雇用することは、有為な人材確保にも効果的と考えている。 |
|--|--|

愛知県大府市	
試験区分	ディスカバリー採用（会計年度任用職員等経験者採用）
募集職種：採用予定数	一般行政職（一般事務）： 若干名
試験・選考内容	一次 面接試験 二次 面接試験
受験資格	次の要件ア及びイを満たす者 ア 昭和 44 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、大学院、4 年制大学、短大、高専などまたは高等学校を卒業した方（R7.4.1 時点で 55 歳まで） イ 令和 7 年 4 月 1 日時点で、会計年度任用職員、任期付職員又は非常勤職員で秀でた知識、技術を有し、国際交流、広報（＊）に関する勤務経験が 3 年以上ある方（見込みの方を含む） ＊ 国際交流…国際理解や多文化共生、国際性豊かなまちづくりの推進事務等に従事した方 ＊ 広報…広報誌、ウェブサイトの作成、イラストの制作、PR 動画の編集を経験し、以下のすべて のシステムを使用し、事務に従事した方： Adobe Illustrator、Adobe InDesign、Adobe Photoshop ※ 勤務経験は、週の勤務時間が 25 時間以上である雇用の期間で、同一の地方公共団体等の勤務経験が 1 年以上継続している場合に限り通算できる。
採用予定者数（うち元・会計年度任用職員の人数）	2 人（2 人）
実施に至った経緯	市で強く推進している国際交流や広報などの専門的な分野において、現在会計年度任用職員等として活躍している人材を常勤職員として任用することで、幅広く人材の確保をしていくため導入。
受験資格の設定の考え方	● ①民間企業経験者については、通常の一般行政職の経験者枠で応募ができること、②本市には優秀な会計年度任用職員の方を常勤職員として積極登用していく方針があること、の 2 点の理由から、民間企業における職務経験は対象とせず、会計年度任用職員等に限定した勤務経験年数を対象としている。 ● 常勤職員としての勤務経験年数は対象外としているが、常勤職員としての勤務経験がある方については、他の経験者枠での応募が可能であり、あくまで会計年度任用職員等の方でも常勤職員になれる機会の創出という点にフォーカスした採用枠として、他の採用枠との差別化を図っている。
周知方法	市 HP に募集要項を掲載するほか、対象分野で勤務している会計年度任用職員に対して個別案内を実施。

団体におけるこの試験区分の評価、今後の継続見込み	● 今後も推進していく専門的分野において優秀な人材の採用につながり、実施の目的を達成することができている。 ● 採用者の声として、現在の専門的な分野について、常勤職員になることでより深く追求することができる立場になれることは嬉しいという声があるほか、常勤職員になると他の分野での勤務の可能性もあるため、新たに挑戦する機会についてもポジティブに捉えている様子がうかがえる。 ● 今後、他の分野や職種についても、必要に応じてこの募集枠を活用したいと考えている。
---------------------------------	--

栃木県		
試験区分	栃木県職員(社会人対象)	
募集職種：採用予定数	行政：15名程度	
試験・選考内容	一次 適性検査 二次 口述試験（集団討論）、口述試験（個別面接）	
受験資格	昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人（R7.4.1時点で30歳から39歳まで）	
採用予定者数（うち元・会計年度任用職員の人数）	20名（不明）	
実施に至った経緯	複雑化・多様化する行政課題に対応するため、新たな受験者層を開拓し、組織の総合力向上を図るために導入。	
受験資格の設定の考え方	● 年齢要件を設けていることから、就業期間の要件については設定しないこととしている。 ● 令和7年度からは、受験上限年齢を定年の1年前まで引き上げる予定。	
周知方法	試験情報を県HPに掲載。さらに、この試験区分については、人事委員会事務局作成のパンフレット（職員ガイド）に社会人対象採用試験の特集記事を掲載するほか、民間転職情報サイトへも掲載。	

長野県松本市	
試験区分	行政【セカンドキャリア枠】
募集職種：採用予定数	行政：行政区分全体のうち5名程度
試験・選考内容	一次 職務基礎力試験、事務適性検査 二次 動画面接、個別面接 三次 個別面接
受験資格	昭和54年4月2日から平成元年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人（R7.4.1時点で36歳から45歳まで）
採用予定者数（うち元・会計年度任用職員の人数）	5名（2名）
実施に至った経緯	職員年齢構成分布の平準化を目的に令和2年度より実施している「就職氷河期世代対象枠」（当時35歳～45歳対象）について、多くの受験者層の受入をするため、令和5年度より名称を「セカンドキャリア枠」へ変更して実施。
受験資格の設定の考え方	● 社会人としての基本的な能力を備えている即戦力となる職員の確保を意図して、職務経験の有無・長短に関係なく、様々な経験をした受験者層を想定した試験としている。
周知方法	市HPや民間の公務員試験HPへの掲載のほか、秋試験募集について市長による記者会見を実施。

島根県松江市	
試験区分	社会人経験者日程 一般事務員（27-34）、一般事務員（35-40）
募集職種：採用予定数	一般事務員（27-34）…行政：20名程度 一般事務員（35-40）…行政：7名程度
試験・選考内容	一次 書類審査、PR動画 二次 適性検査 三次 個別面接
受験資格	令和7年4月1日時点の年齢が27歳から34歳まで（一般事務員（35-40）にあつては35歳から40歳まで）の人
採用予定者数（うち元・会計年度任用職員の人数）	26名（2名）※一般事務員（27-34） 1名（0名）※一般事務員（35-40）
実施に至った経緯	市町村合併後採用抑制をしたことにより年齢構成が歪になった。年齢構成の平準化及び多様な人材確保のため平成26年度に導入。
受験資格の設定の考え方	● 社会人経験者日程の創設以来、年齢区分を30～35歳として試験を行ってきたが、職員の年齢構成を都度検証・議論した結果、令和4年度から年齢区分を再編し、27～34歳、35～40歳の試験区分を設けて試験を実施。 ● 導入当初は「民間企業等における職務経験が通算5年以上」を受験資格としていたが、当該要件により受験できない人の中にも優秀な人材が潜在している可能性があることから、令和2年度以降は要件を撤廃。受験資格を拡大することで受験者の増を図り、より優秀な人物を採用することを意図している。
周知方法	試験情報を市HP・市報・SNS・就職情報サイトへ掲載するほか、現職の会計年度任用職員に対しては庁内イントラネットへの掲載により周知。